

10万円給付 来月にも開始

申請郵送かオンライン

総務省は20日、新型コロナウイルスに対する経済対策として、一律10万円を給付する制度の概要を発表した。住民基本台帳に記録されている全世帯を対象に、原則、オンラインや郵送で申請を受け付ける。各市区町村が給付の手続きを担い、早ければ5月中にも支給を始めるという。▼4面＝なお注文、7面＝際限なし

補正予算案 25.6兆円

総務省によると、10万円を配る対象は、外国人を含め、4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人全員となる。

感染拡大を防ぐため、申請から入金までの手続きを対面せずに行えるよう、原則として、郵送やマイナ

バーカードを活用したオンライン申請で行う。申請期限は、郵送の受け付け開始日から3カ月以内とした。

郵送の場合、まず給付事務を担う市区町村が各世帯あてに申請書を送る。これに、給付対象者の名前や10万円を振り込んでもらう金

融機関の口座番号などを記入。運転免許証などの本人確認書類などをつけて返送すると、人数分のお金が振り込まれる仕組みだ。ただ、口座を持たない人や金融機関から自宅がとても遠い人らに限り、市区町村の窓口でも申請できるようにする。

給付時期は自治体によってばらつきが出ると思われる。高市早苗総務相は「給付日は市区町村が決めるが、人口規模の小さい市区町村では5月からの給付が可能などところもあるだろう」と述べた。

政府は20日の持ち回り閣議で、10万円の給付に必要な費用を盛り込んだ今年度補正予算案を決定し直した。歳出の総額は、前回決

定時より8兆8857億円増え、25兆6914億円になった。緊急経済対策の事業規模も108・2兆円から117・1兆円に拡大。増加分は、全額を国の借金となる赤字国債の追加発行でまかなう。

政府がいったん閣議決定した予算案を変更するのは異例だ。財務省によると、当初予算案で過去に3回あるが、補正予算案でやり直すのは今回が初めて。

前回の補正予算案に計上していた30万円の給付のための費用は約4兆円だった

が、今回の10万円の一律給付の費用は事務費も含めて約12兆8803億円に増え

た。この結果、赤字国債の発行額は変更前の14・5兆円から23・4兆円に拡大。

今年度の新規国債の発行額は過去最大の58・2兆円となる。(豊岡亮、木村和規)